

審 査 基 準

平成 17 年 8 月 29 日作成

法 令 名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項	第10条第5項
処 分 概 要	認定書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審 査 基 準	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間	11日
申 請 先	申請書類は、最寄りの警察署に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通指導課
備 考	